

教育基本法の改悪に反対する声明

今年3月、中央教育審議会（以下中教審）は、教育基本法の見直しを求める答申を提出した。この答申を受け、政府は教育基本法「改正」法案を国会に提出しようとしている。

そもそも、なぜ今、教育基本法「改正」なのか、中教審の審議ではそれすら明確に示されず、「基本法で足りない部分を補う」という態度に終始している。だが、答申には教育基本法の性格を根底から変える3つの重大な問題がある。

まず第一には、最大のキーワードとして「21世紀を切り拓くたくましい日本人の育成」をあげ、日本が国際競争力を発揮できるような国に役立つ人材育成を目標とした教育に変質させようとしている点である。これは海外への経済進出の拡大をもくろむ財界の要求にそったものでもあり、財界の意にそう人づくりともいえよう。意にそわない、「たくましくない」者は切り捨てられる教育である。教育基本法が掲げている〔個人の尊厳〕を重んじ「人格の完成」をめざすという教育の目的に真っ向から反するものである。

第二には、新たに規定する理念として『『公共』の精神』『道徳心』『国を愛する心』をあげ、これらを国家の名で強制しようとしている点である。しかもすでに各地で、この先取りとして「愛国心」に関する評価がおこなわれ、また「心のノート」なる本も全国の小中学生に配布されている。このような、子どもたちの心の内面に土足で踏み込むような強制は、憲法で保障された思想の自由、良心の自由をも踏みにじる行為である。しかも有事法制などを整備する動向の中で出されており、これらの理念を加える目的が「戦争をする国を支える人づくり」をねらっていることは明らかである。

第三には、今回の「改正」に、教育理念とはほど遠い「教育基本計画の策定」が盛り込まれようとしている点である。教育基本法は、戦前の上意下達式の教育を反省し、国家は教育内容に介入すべきでない立場をとっている。しかし、答申のように「基本計画」が条項に盛り込まれると、教育内容への国家の介入に公然と道を開くことになる。教育基本法の重大な変質といえる。

この間に政府がおこなってきた「教育改革」は、「教育の危機」を正面からとらえることをせず、逆にその危機を深めてきたといえる。中教審の答申による教育基本法の見直しは、その集大成でもあり、戦後の教育を総決算しようとするものである。

われわれ地学団体研究会は、「自然に学ぶ地学教育」を合い言葉に、地域の自然を生き生きと学ぶなかで子どもたちが成長できるように、教育活動に努めてきた。その実践からも、ひとりひとりの個性を尊重し、子どもたちの自由な発想を大切にするなど、教育基本法にのっとった、真にゆとりある教育への改革が、子どもたちにとって必要と考えている。

今、政府がやるべき事は、楽しく学び仲間と生き生きと活動したいという、子どもたちそして親や教師の願いに耳を傾け、そのための条件整備をすることである。30人学級の実現、地域を無視した学校の統廃合をやめる、教育予算の拡充、不当な管理のない学校など、教育基本法を生かす教育改革を、われわれは求める。

断固として、教育基本法の改悪に反対する。

2003年8月9日

地学団体研究会第57回総会